サイバー大学学生規程

(目 的)

第1条 この規程は、サイバー大学(以下「本学」という。)学則(以下「学則」という。)に定める正科生、科目等履修生、特修生(以下「学生」という。)が、遵守すべき事項について 定めることを目的とする。

(学生の義務)

第2条 学生は、学則その他規程等を守り、学生の本分を全うすることを常に心がけなければならない。また、学生は、研究、修学その他あらゆる場面において、学内秩序を乱す言動や 行動を慎み、学内をよりよい環境にすることに努めなければならない。

(学生証等の交付および返還)

- 第3条 本学に入学を許可された学生のうち、正科生には学生証、科目等履修生および特修生に は受講証(学生証および受講証を以下「学生証等」という。)を交付する。
 - 2 学生証等には、有効期限を定める。なお、有効期限は、在学状況により更新する。
 - 3 学生証等にかかる必要事項に変更等があった場合、また紛失・汚損等をした場合、ただ ちにその旨を届け出るとともに所定の方法で再交付を受けなければならない。
 - 4 以下に該当するときは、学生証等およびその更新の証の交付を留保する。
 - (1) 学生が行うべき手続や届出の内容に不備があるとき
 - (2) 該当学期の学費等の納付見込みがないと本学が判断したとき
 - (3) 学生証等の再交付または返還事由にあたる申請手続段階にあるとき
 - (4) その他、本学が留保する必要があると判断したとき
 - 5 以下に該当するときは、学生証等をただちに返還しなければならない。
 - (1) 退学等により学生としての籍がなくなったとき
 - (2) 該当学期の学費等の納付見込みがないと本学が判断したとき
 - (3) 学則第46条に定める懲戒に処せられたとき(訓告の場合は本学の指示に従う)
 - (4) その他、本学が返還の必要があると判断したとき

(学生証等の取り扱い)

第4条 学生は、教職員から学生の本人確認や修学上の必要に応じて学生証等の提示や学生証等 に記載する情報の開示を求められたときには、必ず応じなければならない。また、学生証 等は、第三者への貸与や譲渡、その他本学が不適切とみなす取り扱いの一切を禁止する。

(企業や団体が提供する学割等の利用)

第5条 学生が、学生であることを理由に企業や団体の割引等の制度(以下「学割」という。)の 適用を受ける場合は、学割の提供元が定める規則を遵守しなければならない。

(学生が行う申請および届出)

第6条 学生は、学則その他規程等に定める申請および届出を行う行為において、虚偽の申告を してはならない。

- 2 学生は、以下の情報が変更になった場合、すみやかに所定の方法で届け出なければならない。なお、本学が妥当とみなす事情の申し出がなく、適切に届出を行わなかった場合に 不利益が生じたとしても、本学は、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 学生の姓名
 - (2) 学生の居住する住所
 - (3) 学生の自宅または携帯の電話番号
 - (4) 学生の個人メールアドレス(本学が発行するメールアドレスを除く)
 - (5) 学生の緊急連絡先の氏名、続柄、住所、自宅または携帯の電話番号
 - (6) 学生が未成年者の場合の親権者の氏名、続柄、住所、自宅または携帯の電話番号

(学生の緊急連絡先への連絡)

- 第7条 学生は、同居、別居の有無にかかわらず、未成年者の場合は親権者、成年者の場合は、 原則日本国内に居住する第三親等以内の親族(姻族を含む)の氏名、続柄、住所、電話番 号を届出なければならない。ただし、日本国外に居住する学生や第三親等内の親族が日本 国内に居住していない等、やむを得ない理由がある場合に限り、日本国外の親族を緊急連 絡として届出ることや、第三親等以外の親族を緊急連絡先として届出することができる。 なお、緊急連絡先が日本国外である場合、または第三親等内の親族でない場合は、緊急連 絡先に対し、事前に確認を行う場合がある。
 - 2 以下の事由に該当する場合は、合理的に認められる学生の情報(学籍、住所、修学、学費に関する事項等で、これらに限られない)を緊急連絡先に通知することがある。
 - (1) 修学上の安全や学生の生命・健康に影響を及ぼす緊急事態が発生したとき
 - (2) 学籍に関する重要事項の通知に際して、所定の期限内に学生が応答しないとき
 - (3) その他本学が必要と判断したとき

(学生による設備等の利用)

- 第8条 本学の施設や設備(物品を含む)その他本学が教育、研究、修学上の目的で学生に貸与する機器やサービス(以下「設備等」という。)を利用する場合は、定められた規則等を守り、適宜教職員の指示に従わなければならない。
 - 2 以下に該当する場合は、設備等の利用の制限や中止を命ずることがある。
 - (1) 利用に際して、学生が行う手続きに不備があるとき
 - (2) 学則その他規程等に違反のおそれや違反の事実があるとき
 - (3) 学費等の納入がなされていないとき
 - (4) その他、本学が、設備等の利用の制限や中止が必要と判断したとき
 - 3 学生の故意または過失により、設備等に損害が発生したときは、学生(未成年者の場合は親権者)は、その損害に相当する金額を弁償しなければならない。

(違反行為)

第9条 この規程に違反した場合、学則に基づく懲戒処分を受けることがある。

(所管部署)

第10条 この規程の所管は、学生所管部署とする。

(定めによらない事項)

第11条 この規程の定めによらない事項およびこの規程の解釈に疑義が生じた場合の解釈は、学 生所管部署長が行うものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、規程等管理規程の定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、2007年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2011年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、2012年7月20日より施行する。
- 4 この規程は、2014年2月1日より施行する。
- 5 この規程は、2019年4月1日より施行する。